



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課） 1
- 県営土地改良事業に係る換地処分（村づくり計画課） 2
- 市営土地改良事業に係る換地計画認可申請の適当の決定（村づくり計画課） 2
- 民有保安林の指定の予定（森林緑地課） 2
- 森林病虫害等防除法に基づく防除命令の内容の公表（森林緑地課） 3
- 都市計画事業の変更の認可・3件（道路街路課） 3
- 道路の区域の変更・2件（道路管理課） 4

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） 5
- 宅地建物取引業者に対する免許の取消し（建築指導課） 5
- 開発行為に関する工事の完了・3件（建築指導課） 6
- 開発行為に関する工事の完了・8件（南部土木事務所） 6

告 示

沖縄県告示第100号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり安和土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年3月4日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	長山豊守	名護市字安和81番地
理事	長山正敏	名護市字安和112番地
理事	長山隆	名護市字安和58番地
理事	長山慶永	名護市字安和71番地
理事	比嘉徳一	名護市字安和42番地 1
理事	幸地隆作	名護市字安和52番地
監事	仲村繁正	名護市字安和56番地
監事	比嘉正安	名護市字安和54番地

任期 平成23年1月24日から平成26年6月12日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	長山豊守	名護市字安和81番地
理事	長山正敏	名護市字安和112番地
理事	長山隆	名護市字安和58番地
理事	長山慶永	名護市字安和71番地
理事	比嘉徳一	名護市字安和42番地 1
理事	幸地隆作	名護市字安和52番地
監事	仲村繁正	名護市字安和56番地
監事	比嘉正安	名護市字安和54番地

沖縄県告示第101号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、糸満市米須東地区（第2換地区）経営体育成基盤整備事業に係る換地処分をした。

平成23年3月4日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第102号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、宮古島市長から申請のあった宮古島市ピサタ地区（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）の換地計画について、平成23年2月24日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年3月4日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 縦覧に供する期間 平成23年3月7日から同年4月4日まで
- 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第103号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成23年3月4日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 指定予定保安林の所在場所 島尻郡伊平屋村字我喜屋田茂原461番1、田茂原470番1、西銘原532番、西銘原610番
- 指定の目的 潮害の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。)

沖縄県告示第104号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により薬剤による防除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

平成23年3月4日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 区域及び期間

(1) 区域 名護市、うるま市、国頭村、今帰仁村、本部町、恩納村及び読谷村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

(2) 期間 平成23年4月4日から同年6月30日まで

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容 松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由 松くい虫のまん延を防止するため必要がある。

5 その他必要な事項

(1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。

(3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。

(4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。

(5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

沖縄県告示第105号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成18年沖縄県告示第374号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年3月4日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 施行者の名称 那覇市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 那覇広域都市計画道路事業

(2) 名称 3・4・那22号松山線

3 事業施行期間 平成18年5月16日から平成25年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第106号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成6年沖縄県告示第948号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年3月4日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 7・7・那20号金城西線
- 3 事業施行期間 平成6年11月15日から平成24年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第107号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成12年沖縄県告示第466号で認可した中部広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年3月4日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 施行者の名称 沖縄市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 中部広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・沖5号室川線
- 3 事業施行期間 平成12年6月27日から平成25年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成23年3月4日から同月17日まで一般の縦覧に供する。

平成23年3月4日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 110号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	名護市字屋我125番から 名護市字屋我14番まで	5.8m ~ 10.0m	407.0m
	名護市字屋我125番から		

新	名護市宇屋我14番まで	11.9m ~ 30.1m	407.0m
---	-------------	---------------	--------

沖縄県告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県宮古土木事務所において、平成23年3月4日から同月17日まで一般の縦覧に供する。

平成23年3月4日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高野西里線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	宮古島市下地字川満1561番1から 宮古島市下地字川満1563番1まで	33.3m ~ 35.6m	61.2m
新	宮古島市下地字川満1561番1から 宮古島市下地字川満1563番1まで	33.3m ~ 34.3m	61.2m

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成23年4月24日まで縦覧に供する。

平成23年3月4日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成23年2月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人フロンティア
- 3 代表者の氏名 宮入盛豪
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宜野湾市志真志三丁目7番12-503号ハッピーライフイン
- 5 定款に記載された目的 この法人は、47都道府県中最下位の所得水準、全国平均の約2倍にのぼる失業率、県民総支出の約30%が基地収入に依存しているという沖縄の経済状況に対して、将来沖縄の経済に貢献できる起業家的人材を輩出することを目的とします。そのためにビジネス勉強会ではビジネスの基礎的な知識を蓄え、セミナー・講演会では外部から経営者を講師と招き実践的なビジネスの知識・経験を得る場を提供します。また実際にプロジェクトを企画・運営し、経営者として必要な能力を身につける機会を提供していき、起業家的な人材の輩出を目指します。また県内の中小企業や自営業をしている方に対して、経営支援（プロモーション戦略、市場調査、集客サポート）をしていき、沖縄の経済の発展に寄与することを目的とします。

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条の規定により、同法第3条第1項の規定による免許を次のとおり取り消した。

平成23年3月4日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 宅地建物取引業者の商号及び代表者氏名 有限会社大誠不動産開発 大湾朝一
- 2 事務所の所在地 沖縄市上地2丁目2番21号
- 3 免許年月日及び免許証番号 昭和62年4月15日 沖縄県知事（6）第1880号
- 4 免許の取消し年月日 平成23年2月21日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年3月4日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年4月5日 沖縄県指令土第429号、平成23年2月8日 沖縄県指令土第42号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 うるま市勝連南風原3615番ほか101筆 1工区
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 うるま市みどり町1丁目1番1号 うるま市長 島袋俊夫
- 5 検査済証番号 平成23年2月21日 第2869号
- 6 工事完了年月日 平成23年1月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年3月4日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年7月16日 沖縄県指令土第676号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字照屋前原251番15
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字照屋305番地の1コーポ大照2-B 宮城達彦、南風原町字照屋305番地の1コーポ大照2-B 宮城愛子
- 5 検査済証番号 平成23年2月21日 第2870号
- 6 工事完了年月日 平成23年2月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年3月4日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年5月17日 沖縄県指令土第511号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字摩文仁石嶺原164番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字武富298メゾンT&T101号 大田善直
- 5 検査済証番号 平成23年2月28日 第2871号
- 6 工事完了年月日 平成23年1月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年3月4日

沖縄県南部土木事務所長 大城芳樹

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年4月27日 沖縄県指令南土第531号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長東前田原318番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市泉崎2丁目15番地10 3階 大見謝典子
- 5 検査済証番号 平成22年11月10日 N第245号
- 6 工事完了年月日 平成22年11月1日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年3月4日

沖縄県南部土木事務所長 大 城 芳 樹

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年5月12日 沖縄県指令南土第565号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長東前田原286番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市上之屋1丁目10番8-402号メゾン高倉上之屋 久貝秀喜
- 5 検査済証番号 平成22年11月10日 N第246号
- 6 工事完了年月日 平成22年11月4日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年3月4日

沖縄県南部土木事務所長 大 城 芳 樹

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年7月2日 沖縄県指令南土第809号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 与那原町字上与那原273番1及び274番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 豊見城市字高安927番地5 株式会社南海部品商会 代表取締役 新垣達男
- 5 検査済証番号 平成22年11月19日 N第247号
- 6 工事完了年月日 平成22年11月13日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年3月4日

沖縄県南部土木事務所長 大 城 芳 樹

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年5月27日 沖縄県指令南土第675号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南城市大里字稲嶺湧ノ原1111番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字伊覇304番地 ファミリーマンションN. S 3-A号室 米須清尚
- 5 検査済証番号 平成22年11月19日 N第248号
- 6 工事完了年月日 平成22年11月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年3月4日

沖縄県南部土木事務所長 大 城 芳 樹

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年4月9日 沖縄県指令南土第456号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字外間12番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字国場1180番地11丸渡マンション201号 榊原徹
- 5 検査済証番号 平成22年12月2日 N第249号
- 6 工事完了年月日 平成22年11月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年3月4日

沖縄県南部土木事務所長 大 城 芳 樹

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年2月23日 沖縄県指令南土第212号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市阿波根365番9
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市豊崎1番地879 コアーズ豊崎501号 砂川和徳
- 5 検査済証番号 平成22年12月21日 N第250号
- 6 工事完了年月日 平成22年11月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年3月4日

沖縄県南部土木事務所長 大 城 芳 樹

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年9月14日 沖縄県指令南土第1072号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字武富那波嶺原559番1、560番1及び561番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市港町3丁目4番18号 株式会社沖縄ファミリーマート
代表取締役社長 糸数剛一
- 5 検査済証番号 平成22年12月24日 N第251号
- 6 工事完了年月日 平成22年12月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年3月4日

沖縄県南部土木事務所長 大 城 芳 樹

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成21年12月24日 沖縄県指令南土第1523号、平成22年12月28日 沖縄県指令南土第1444号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波1822番1及び1822番11
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字座波1822番1 大城恭子
- 5 検査済証番号 平成22年1月6日 N第252号
- 6 工事完了年月日 平成22年12月12日

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-1117 南風原町字津嘉山1537-6 販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円</p>
---	--